

公費負担について（診療報酬）

(1) 医療費

	現行	10月1日以降 (令和6年3月31日まで)
新型コロナ ウイルス感染症 治療薬 (※1)	全額公費負担 (患者負担なし)	公費負担は継続（ただし、一部自己負担あり） <ul style="list-style-type: none"> 自己負担額については、公的医療保険の自己負担割合の区分等により以下の通り異なります。 (自己負担の上限額) 1割の方：3,000円、 2割の方：6,000円、3割の方：9,000円
入院医療費	高額療養費の対象となる入院医療費の一部を公費負担 高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円※2を減額	公費負担は継続（ただし、公費負担部分の金額は縮小） 高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円（※2）を減額

(※1) 公費負担の対象となる治療薬は、以下のものに限ります。

経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベクルリー）、
 中和抗体薬（ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシエルド）

(※2) (9月30日まで)

高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合は2万円を減額、医療費比例額が含まれる場合は、当該医療費比例額に1万円を加えた額を減額。

(10月1日以降)

高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合は1万円を減額、医療費比例額が含まれる場合は、当該医療費比例額に5,000円を加えた額を減額。

(2) 検査費用

医療機関で受診・検査した際の検査費用は、自己負担となります。

※公費で負担する取扱いは終了しております。

※上記の詳細は以下ホームページ参照（10月1日に内容が更新される予定です）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/coronairyouhi-5rui.html#FAQ>